

14番(大崎 潤子君) 今3月定例会におきまして、3点の一般質問を行います。重複するところも多々ありますが、よろしくお願いをしたいと思います。

1点目は、雇用や税について。

昨年秋以来、日本経済は、かつて経験したことのないスピードで悪化をいたしています。派遣切りで職と住居を同時に失う労働者が急増し、資金繰りの悪化や仕事の減少で中小企業が苦しめられるなど、国民はまさに悲鳴を上げています。

町内でも週3日ないし4日の勤務で収入がガタ減りになった、アルバイトでやり繰りをしたり、奥さんがパートに出かけたりと、生活の大変さを聞きます。

12月定例会で質問したところ、春ごろから町内でも影響が出るのではないかという町長の答弁がございました。町内の企業や事業所における雇用の実態、雇用先の倒産、解雇どめされた人たち、外国人労働者の実態について伺います。

次に税関係で、1点目は予定納税について。

法人でも年に20万円以上の税金を納めていれば、予定納税となります。鈴鹿市が、ホンダだけで17億円余と予定納税が報道されています。大手の大企業誘致の盛んな市町村ほど、打撃は大きいと考えますが、東員町としての影響はどうでしょうか。

2点目は、道路特定財源の一般財源化について。

2008年、当時の福田内閣は、国民の批判に押され、道路特定財源を2009年度から一般財源化する方針を閣議決定をし、新年度予算の道路特定財源の一般財源化に伴い、税収はどのようになっていますでしょうか。

また、国の第2次補正予算で、地域活性化生活対策臨時交付金について、実施計画の提出期限は2月12日だと思います。上限額の3割以内について基金を積んで、2009年度中の地方単独事業に充てることができる仕組みになっています。ハード面に限らず、ソフト面でも活用できます。各地では、火災報知機の全戸設置やプレミアムつき地域商品券補助や、住宅リフォーム助成などの事業化を行うところがありますが、東員町において作成された内容について伺います。

県で安心子ども基金を創設されます。その内容は、保育所等の整備事業、放課後児童クラブ設置事業、保育の質向上のための研修事業などです。2010年までの事業実施計画を策定して県に報告をし、県が計画の認定と配分額を決定します。この3月までに計画を立て、基金の配分を求めなければ、施設整備を進めることができないとなっていますが、県に提出された内容について、伺いたいと思います。

ふるさと雇用再生特別交付金は、2011年度までの3年間、県に基金を設置して、事業に活用する仕組みです。厚労省が示している概要は、介護福祉分野、高齢者への生活支援、配食サービス、子育て分野、預かり保育や病児保育などの保育サービス、医療分野、病院内保育所の運営事業、産業振興、情報通信分野、地上デジタル放送への対応促進、観光や環境、ごみ減量、農林業、農林漁業、農産物直売所や農家レストランの交流施設、教育文化など、多岐にわたって紹介しています。

この概要の中で、当町でも活用できるものがあると考えますが、町として考える活用方法について、町長に答弁を求めます。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 雇用や税についてのご質問にお答えをいたします。

町内企業における雇用の実態につきましては、50人以上の従業員を抱える企業及び10人以上の従業員を抱える自動車関連の企業を対象に、26事業所の調査を実施したところ、25の事業所から回答をいただきました。

その結果は、平成20年4月の従業員(臨時・派遣・期間工含む)4,437人に対し、平成21年1月の従業員は4,168人と、269人減員しており、その内訳といたしまして、正規従業員、49人減員、臨時従業員、12人減員、期間従業員、5人増、派遣従業員は、213人減員しております。

なお、従業員の減員につきましては、定年退職者や自己都合の退職者を含んでおりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして2点目の、法人町民税の予定納税についてのご質問にお答えをいたします。

先の門脇議員のご質問でお答え申し上げましたように、平成21年度も、景気の低迷により、企業の業績がさらに悪化することが考えられますことから、前年度に納付されました「予定納税」に対する還付の申請件数はふえることが予想をされます。

しかし、昨年あたりから、大手の企業を中心に、資金繰りの関係もあり、これまでの予定申告にかえまして、半期で決算を行う「中間申告」の方法を選択される企業がふえてきておりますことから、以前にありましたような、高額な還付金が発生することは考えにくく、1社当たりの予定納税金額も、これまでほど大きくないことから、法人町民税の予定納税に対する影響は、余り大きくないものと考えております。

次に、国における第2次補正予算の各交付金の活用についてでございますが、まず「地域活性化・生活対策臨時交付金」につきましては、北勢線の利用者の利便性の向上を図ることを目的とした、東員駅駐車場の増設及び東員駅踏切の拡張工事を行うため、この交付金を活用いたします。また、予算につきましても、今回の補正予算に計上させていただいているところでございます。

「安心子ども基金」及び「ふるさと雇用再生特別交付金」につきましては、その事業メニューをそれぞれ研究し、検討をいたしました。現在のところ、交付金を活用する事業が見受けられず、見送っております。

次に、道路特定財源の一般財源化につきましては、平成21年度予算におきまして、「地方道路譲与税」にかわりまして、「地方揮発油譲与税」が創設されております。税率は平成30年3月まで暫定税率による上乗せ措置が延長されており、税率の変更はございませんので、直接の影響は少ないものと考えております。

最後に、雇用先の倒産などにより影響を受けている方々の相談件数、その他の対応に

ついてでございますが、現在把握しております相談として、生活相談、税関係相談、保育学校関係相談として、19件の相談があり、それぞれの内容により、各担当部署において、その相談内容と現行制度を照らし合わせて、対応できる範囲の対応をさせていただいているのが現状であります。

今後におきましても、関係機関との連絡を密にしながら、それぞれの問題に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長(山口 一成君) 大崎潤子さん。

14番(大崎 潤子君) 答弁ありがとうございました。

町内での、先ほど町長の人数の中で、約270名ぐらいの方が職を失ったといいますが、今のこのような景気の中で、このような形になっているわけですが、町外と町内、そういうところの人数の把握というのはなさっておりますでしょうか。270名の減の中ですが、町内の方、町外の方、そういう把握はいかがなされているのかなというのが1点です。

予定納税については、ほとんど影響がないということですし、方法が、中間申告もされるということですので、大企業を誘致していない町の強みかなというふうに考えております。

そして、先ほど、地域活性化生活対策臨時交付金については、北勢線の事業、踏み切りの拡張、そういうところに使いますということですが、予算に出てる額が満額なのか、そのあたりについてお願いをしたいというふうに思います。

そして、安心子どもの基金の件ですが、該当する内容に値するものがないので、交付金を見送るといふ、今、町長の答弁がございましたが、その事業に対して、もし仮に事業を受けた場合、その金額が全額出るのか、2分の1しかいただけないのか、そのあたりについてお願いをしたいというふうに思います。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

雇用の関係でございますけど、先ほどの数字は町内の企業全体の数字でございます、町内の関係につきましては、今年の4月と今年の1月を比較しますと、18名の減、それから1月から3月までの予定というんですか、今月までで12名の減ということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

安心子ども基金の関係は、東員町で国の示された事業に当てはまらないというんですか、そんなことを報告させてもらったんですけど、特に子どもの関係の基金は、保育所等の整備事業で、その中でも内訳がございまして、保育所の緊急整備事業、放課後児童クラブの設置の促進事業、それから認定こども園、この3つでございます。

また、家庭的な保育の改修等とか質の向上ということなんですけど、東員町の場合、保育所はもう整備を一応終わっておりますので、緊急的にしなくてはならない事業はないということ。

放課後の児童の関係は、国から流れた概要は、確かに放課後学童保育の関係は笹尾

と三和と稲部ですか、整備するというんですけど、この概要が小学校内というんですけど、学校の教室を使う場合、それを整備する場合に補助をするとかというようなことになっておりますので、小学校内等と「等」がついておるんですので、その辺はもう一遍、担当の方で、うちの場合は駐在所の建物ですか、それを借りてということですので、その整備費がかかるわけですね。予算も組まさせてもらっているところです。それが該当しないのかどうか、「等」ということが入ってますので、学校の教室だけでは本当にダメなのか、担当の方もその辺は聞いておるかもわかりませんので、担当の方から、その辺、詳しく答弁をさせていただきます。

あと、落ちてましたらもう一遍、再度お願いします。

議長(山口 一成君) 大崎潤子さん。

14番(大崎 潤子君) 雇用の状況につきましては、町内の方が約30名くらい仕事を失われるという形で、あとは町外ですが、町外の方も仕事がなくなるということは大変なことだというふうに思いますので、引き続き何らかの形で、皆さんの生活の支援をお願いをしたいというふうに思います。

先ほど、町長の答弁漏れは、地域活性化生活対策臨時交付金、北勢線と踏み切りの拡張の費用が補正予算で出てますが、その金額が全額なのか、それともまだ一部なのか、そのあたりが答弁がありませんでしたので、お願いをしたいというのと、安心子ども基金の件ですが、放課後児童クラブの件で小学校内等ということですので、また後、担当課の課長から説明を求めますが、笹尾の場合は非常に人数が多くなって、今、旧第二保育園の方でクラブをしていただいて、増設をしていただいているんですが、そのあたりで学校の方への移動というのはお考えにならないのか、その点についてお願いしたいというふうに思います。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

1件落としました。地域活性化の関係でございますけど、これは満額というんですか、配分いただいた金額を、全部これに充当をさせていただきます。

もう1つの安心子ども基金の関係でございますけど、概要の中に小学校内等と「等」がついてますので、普通であると、小学校の教室の整備というんですか、それに使う場合ということなんですけど、「等」だけが私も理解できませんので、その部分については何があるのか、それを担当の方から説明をさせます。

以上でございます。

議長(山口 一成君) 藤井浩二健康福祉課長。

健康福祉課長(藤井 浩二君) お答えを申し上げます。

「等」についての詳細な回答はいただいておりますが、私どもから県の方にお聞きをいたしましたところ、駐在所の跡をとということを申しましたところ、該当しないというお答えはいただいておりますけども、再度、もう一度、当たってはみたいと思います。

それと、補助率は国費3分の1、県費3分の1、町が3分の1となっております。以上で
ございます。

議長(山口 一成君) 大崎潤子さん。

14番(大崎 潤子君) わかりました。もし、駐在の方も該当するようでしたら、ぜひ
活用をお願いをしたいというふうに思います。

それともう1点ですけれど、生活相談、税相談、保育相談という形で19件、それぞれの
ところに対応をしているのか、検討していただいているのか。実際、19件の中で保育料の
減免が何件とか、税の減免が何件とか、そういう件数については把握なさっておりますで
しょうか。答弁を求めたいと思います。

議長(山口 一成君) 近藤洋総務部長。

総務部長(近藤 洋君) お答えをさせていただきます。

所管であります税関係についてでございますけれど、9件の相談をいただいております。
住所は、もちろん町内の方ということで、外国の方が2名、お越しいただいております。そ
の中には職をやめさせられたとか、現在就職活動中ということで、基本的には、今現在、
課税されておる金額に対しまして、分納関係のご相談、そういったものが税関係の相談と
しては中心でございました。例えば分納誓約とか、そういったことを現在、税としては進め
ております。

以上でございます。

議長(山口 一成君) 松下忠生活福祉部長。

生活福祉部長(松下 忠君) 生活福祉部に關係します相談の内容につきましては、
やっぱり収入が少なくなって、生活保護の申請ができないかという件が1件ありました。あ
と2件は、安価な住宅はないかという住宅相談が2件ありました。3件とも外国人でありま
したので、ご報告を申し上げます。

議長(山口 一成君) 大崎潤子さん。

14番(大崎 潤子君) それぞれ答弁をいただきました。

そうしますと、保育料の減免をしてほしいとか、そういう案件についてはなかったというふ
うに理解をすればいいのかなというふうに思いますが、今後まだまだ不況の波は続くと思
いますので、いろんな形での相談は、税に限らず多岐にわたると思いますので、それぞ
れの課で懇切丁寧に対応していただくということが、とても大切ではないかというふうに思
いますので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

町長にもう1件お尋ねしますが、ふるさと雇用再生特別交付金についての町としてのお
考え、2011年までの3年間、県に基金を設置して取り組む事業なんですけれども、この
中に地上デジタル放送への対応促進とか、農産物の直売所とか、環境、ごみ減量、そう
いうところにこういうのが使えますよという、もちろん、高齢者への生活支援や配食サー
ビスというのを掲げて、厚生労働省が示している概要であるわけなんですけど、このこと
についての町の見解といいましょうか、町長の考えが、先ほど、答弁の中になかったように思

いますので、お願いしたいというふうに思います。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) ふるさと雇用再生特別交付金、この件につきましては、金曜日に同僚の議員に一部ご答弁をさせていただいております。国から流れてきた交付金事業の内容でいきますと、なかなか東員町にピタッと当てはまるものがないということで、今のところ、県の方には、なしということで報告しておるんですけど、先ほど議員が言われた、直売所をやろうとしておるやないかという話で、その直売所の職員の人件費、そういうものがこれに当てはまらないのか、再度、県の方へ折衝せよということで指示をさせていただいているところでございます。東員町がやろうとしておる直売所が、これに該当するかしないかは、今のところわかりませんが、できるだけもう少し頭を柔らかくして、うまく合うように、県の方へ書類を提出せよという指示をさせていただきましたので、当てはまるか当てはまらないかは、今のところわかりませんが、そんな指示はさせていただいております。

デジタル化のことについて、私どもの資料の中には、そういうことがないわけなんですけど、デジタル化は私のところはやめていくというんですか、民間委託へいくという考え方でございますので、当然、民間委託のことを言ってますので、その辺をもう少し勉強させていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。

議長(山口 一成君) 二之夕博和学校教育課長。

学校教育課長(二之夕博和君) 先ほどの保育関係の相談件数でございますけれども、保育料の減免に関する相談、問い合わせが5件、就学援助に関する問い合わせが1件でございます。

以上でございます。

議長(山口 一成君) 大崎潤子さん。

14番(大崎 潤子君) それぞれ答弁をいただきまして、保育料についても5件、就学援助についても1件ということですので、どうぞ先ほど申しましたように、きちっと対応していただいて、本当にその方が生活に困らないよう、いろんな角度からの支援をお願いをしたいというふうに思いますし、町長には、交付金の件ですけど、東員町は内容に当てはまらないので、交付金は受けないでおこうかなという答弁ではありましたが、そんなことはないというふうに私も思いますので、ぜひいろんな形で考えていただいたり、各課で相談をしていただいて、町長、指示をしたということですので、期待をしたいというふうに思います。

次の2点目に入りたいと思います。

2点目は介護保険事業について。

介護保険制度は、今年4月に制度開始から10年目を迎えます。この間、介護サービスの総量はふえましたが、社会保障切り捨ての構造改革のもとで、負担増や介護取り上げが進んで、家族介護の負担は今も重くのしかかっています。高い保険料、利用料が負担できない低所得者も少なくありません。全国では、介護を苦しめた痛ましい事件も続いて

います。介護現場の劣悪な労働条件の改善も急がれます。

さて、第3期事業計画も3月をもって終了し、第4次の介護保険事業計画、平成21年から23年度が始まります。第3期事業計画の総括はどのようでしょうか。その上に立っての第4次事業計画の中で、力を入れて取り組みをなさる点はどんなところでしょうか。基本理念として、だれもが、いつまでも健康で、安心して暮らせるまち、東員となっています。先般、計画案に対する意見要望、16項目を、共産党議員団は提出をいたしました。

また、4月から要介護認定が新システムに変わります。変更は、1次判定の調査項目数、82項目が74項目となります。聞き取り調査の方法や判断基準を示した認定調査員テキストには、大幅な変更が加えられると聞きます。

例えば移動、移場の調査項目では、移動や移場の機会のない重度の寝たきり状態の人でも、従来なら全介助と判断されましたが、新テキストでは介助自体が発生していないので自立を選択するよう迫っています。

食事摂取の項目でも、食べ物を口にできず、高カロリー液の点滴を受けている人の場合は、食事の介助が発生していないとして、全介助から自立へと変更されます。

病状の重い利用者を自立と判断する逆立ちをした基準だと思えます。

また、認知症の調査項目が減られ、認知症の状態像がつかみにくくなると心配もされます。

今、十分な介護を受けられていない独居や老老介護世帯は、軽く認定されるのではないかと危惧をいたします。現在の認定より軽くなり、サービスの制限を余儀なくされ、在宅で安心して過ごせる状況ではなくなるのではないかと、多くの人が介護を取り上げられる事態を不安視しています。その対応について伺います。

次に、介護報酬改定の基本観点は、1、介護従事者の人材確保、2、医療との連携や認知症ケアの充実、3、効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証の3点で、改定幅は3%、在宅分、1.7%、施設分、1.3%、介護保険制度が始まって以来の初アップとなっていますが、2003年度は2.3%、2006年度は2.4%減にマイナス改定となっています。本来ならば、この4.7%に戻すべきと考えます。改定により、介護労働者への処遇はどのようになっていますでしょうか。

次に、介護保険料について。

基準額が4,093円となり、第3次の保険料より月額527円引き上げとなりました。国は介護報酬引き上げに当たり、保険料値上げを抑えるために、これまで自治体には厳しく禁じてきた介護保険会計への一般財源の繰入れを決め、介護従事処遇改善臨時交付金として、東員町も688万2,000円交付を受けます。

高齢者は後期高齢者医療保険、介護保険料などを年金から引かれ、大変心細い思いです。所得の少ない人ほど負担比率が重い、この保険料です。低所得者への減免措置の観点から、所得段階は今回7段階から8段階へとりましたが、支払い能力に応じた負担をする定率制についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

また、第4次の事業計画をつくるに当たって、在宅要介護調査の回収率は約70%、前回に比べてどうであったか。回収できなかった30%についての理由はどのように把握されているのか、お尋ねをいたします。

また、調査の中で、介護保険制度の認知度で、知らないという方が38%であることもわかりました。第4次介護事業計画や高齢者福祉計画、認定方式の変更など、町民に対する情報提供についての考えを、高齢者対策特命監に答弁を求めたいと思います。

議長(山口 一成君) 太田利孝高齢者対策特命監。

高齢者対策特命監(太田 利孝君) 介護保険についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の、第3期事業計画の総括は、その上に立って第4期計画の中で力を入れる点についてのご質問ですが、第3期事業計画においては、「だれもが、いつまでも安心して暮らせるまち、とういん」を基本理念とし、事業に取り組んでまいりました。

第3期は、平成18年度に介護保険制度が大幅に改正され、主に、地域密着型サービスの創設と介護予防サービスの充実を図り、地域支援事業の創設として、地域包括支援センターの設置、介護予防事業、包括的支援事業に取り組むなど、制度改正に伴った事業の適正な推進を進めてまいりました。

東員町の介護認定率を見てみると、平成20年3月現在14.5%と、県内の保険者と比較すると4番目に低い状況であるなど、一定の効果が得られていると考えております。

第4期の計画においては、第3期の流れを踏まえ、「だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまち、とういん」を基本理念とし、健康づくり・介護予防の推進、介護保険事業の充実、高齢者福祉の充実、安心のまちづくりの推進と、4つの目標を掲げ、第3期計画から継続した事業の実施を図るとともに、重点施策を認知症予防対策と、認知症高齢者への支援の充実、公平・公正な制度の運営と介護保険サービスの適正利用の推進、地域包括支援センターの機能強化の3本柱として、今後、急激に進む高齢化社会を見すえ、それに対応できる介護保険と高齢者福祉の基盤づくりを進める計画でございます。

2点目の、4月からの認定方式と調査基準の変更については、平成18年4月より、制度全般に対する見直しが行われ、この中で特に要支援、要介護1といった軽度者に対するサービスの内容や提供方法については、「新予防給付」を創設し、より「自立支援」に資するものとなるよう、改められました。

要介護認定の手法についても、新予防給付の対象者を選定する観点から見直しが行われ、さらに、平成21年4月より、要介護認定に対する全般的な見直しが行われることになりました。

この中で特に、要介護認定の適正化と認定の効率化を図るため、認定調査項目や認定の審査に用いられる要介護認定等基準時間の樹形モデルの見直し等が行われます。

4月からの要介護認定の手法の変更に向け、平成20年8月から10月にかけて、全国でモデル事業も実施し、検証され、変更に向けて取り組まれておりますので、ご理解賜り

ますようお願い申し上げます。

3点目の「介護報酬が3%引き上げとなるが、介護労働者の処遇改善に結びつくのか」については、今後、ますます増加する要介護者への介護サービス提供に関して、将来推計人口からも介護従事者の確保をはじめとするさまざまな問題が指摘されています。

その多くは、介護従事者の離職率の高さや賃金水準の低さなど、介護従事者の処遇改善や人員確保についての問題であります。

このような状況の中で、平成21年度の介護報酬の改定については、介護従事者の人材確保・処遇改善に対する改定として、夜勤業務など、負担の大きな業務に対する確に人員を確保する場合に対する評価、介護従事者の専門性などのキャリアに着目した評価、介護報酬制度における地域差の勘案方法などの見直しによる報酬改定となっております。

これらのことから、町といたしましても、今回の報酬改定が、労働者の処遇改善に結びつき、さらには質の高いサービスを安定的に供給されることを強く願っております。

4点目の、在宅要介護調査に係る回収率についてですが、第4期計画に係る高齢者実態把握調査として、65歳以上の高齢者1,000名を対象に一般高齢者調査を、在宅の要介護、要支援認定者552名を対象に、在宅要介護認定調査を実施したところ、一般高齢者調査は77.0%、在宅要介護認定調査は69.9%という回収率になりました。

第3期計画の際は、在宅の要介護認定者259名を対象に実態調査を実施し、62.9%の回収率でございました。

第4期の在宅要介護認定調査については、居宅介護支援事業所のケアマネージャーや地域包括支援センターに調査の説明及び回収を依頼し、回収率の向上を図りました。

第3期の調査と比較すると、若干回収率は上昇したものの、一般高齢者調査と比較すると低い回収率となっております。やはり、在宅要介護認定調査については、一般高齢者調査と比べ、介護度が重く調査に回答できない方、依頼期間中に入院してみえた方などがみえることから、今回の回収率にとどまったと推測しております。

しかしながら、一般的なアンケート調査と比較いたしますと、回収率としては高い実態調査であり、計画策定に係る貴重なご意見と受けとめております。

5点目の、介護保険料の保険料率は所得に応じた定率制にすべき、についてですが、介護保険料は、介護保険法第129条第2項の規定により、同施行令第39条の基準に従い、東員町介護保険条例において定めております。

介護保険料の算定に関する基準は6段階となっており、東員町においては、低所得者への負担軽減に視点を置いた多段階設定及び激変緩和措置にかわる新たな負担軽減として、8段階で保険料率を設定しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

6点目の、情報提供についての考え方については、第4期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を概要版として各戸配布し、周知するとともに、今後も引き続き、自治会行事、

老人クラブ、元気老人サロン事業を通じ、住民の方と意見交換を行うなど、高齢者福祉、介護保険事業について情報提供を行ってまいりたいと考えております。

介護保険事業につきまして、今後も普及啓発を図るとともに、事業の安定した継続及びサービスの向上に努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(山口 一成君) 大崎潤子さん。

14番(大崎 潤子君) 時間が残り少なくなりましたので、るる答弁をいただいたんですけども、介護報酬の3%の引き上げが、例えばふれあいセンターの皆さんの賃金の改定につながっているかどうか、ちょっと不明だったというふうに思っております。

保険料の改定については、8段階にさせていただきましたけれども、高い、要するに老齢福祉年金より金額の低い国民年金の老齢年金の受給者の方もいらっしゃるわけで、たまたまその方が家族と同居の場合は、4とか5段階という高い保険料を払わなければなりませんので、ぜひ所得に応じた保険料にすべきではないかというふうに思いますので、研究を重ねていただきたいというふうに思います。

それと介護の回収については、よいほうだということでしたが、理由は今述べられましたが、これが本当に80%、90%になるような形にしていきたい。そうすれば、もう少し細かい部分まで見ることができるのではないかというふうに考えます。

そして情報提供については概要版を作って配布するということですが、もちろんそういう情報提供も必要でしょうけれども、先般ある方が、お父さんが病気で本当に困ってて、だれにこの状態を相談していいのかわかりませんということで、たまたま私、お邪魔した時にそんな相談がございまして、すぐこちらの方へお邪魔をして、こういう方がいらっしゃるから対応していただきたいという形で手続をとっていただきました。

先ほどの調査の中でも介護保険制度の認知度を知らない方、約4割、38%もあるということですね。これから見ましても、これからどんどん高齢者社会になっていきますので、本当に高齢者に対する福祉施策、介護、医療、ありとあらゆるものについて、もっともっと懇切丁寧に情報提供をしていただきたいというふうに思います。

答弁は結構です。

次の問題に入ります。

3点目ですが、2011年7月、アナログ放送の停波は、2001年6月の放送法の改正によって決められました。

テレビが、離島も含めて全国あまねく安定かつ継続して見られるようになるまで50年が経過をいたしました。あと2年後に迫ってきまして、最近、広報「とういん」にも、地上デジタル放送が視聴できるようになりましたと広報に載せてありますが、高齢者の皆さん、特に独居老人や老人世帯の方々には本当に理解されているのだろうかと心配になりました。突

然テレビが映らなくなったら、パニックになられるのではないかと思います。テレビが楽しみの方が多からです。今から計画的に情報提供や対応できる窓口も必要と考えますが、いかがですか。

また今、住民の中でも、視聴料を払うよりもアンテナ設置が安いので、アンテナを立てようかどうか迷ってみえる方が多くあります。アンテナを立ててみれば、町の情報をキャッチすることができなくなると思います。町民にアンケートなどをとっていただいて、アンテナを立てますか、ケーブルテレビに加入していただけますか、視聴料は幾らぐらいが適切と考えていらっしゃるでしょうか、こんな調査をいろんな形で声を拾っていただきたい。イベント、公民館講座、あるいは町の窓口にみえた方に聞いていただきたい。そして、そういう結果で、町の方針を早く町民にお示ししていただけないのでしょうか。

アンテナを立てても、電波の状況によってはきれいに映らないかもしれません。町民からの苦情が出るかも知れません。あと2年あるから大丈夫ではなく、2年しかないわけですので、広報「とういん」で「問い・答え」のコーナーなどをつくり、住民の不安などに対応していただきたいと考えますが、町長の答弁を求めます。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 大崎議員からの、2011年対応についてのご質問にお答えをいたします。

現在、テレビ放送は、新聞・テレビ等でもお知らせされているところでございますが、国が電波法を改正し、テレビ電波をアナログ放送から地上デジタル放送に移行することとされております。

2011年7月24日までにアナログ放送は停波をされ、地上デジタル放送に完全移行されることとなっております。この地上デジタル放送は国が管轄しております。国が責任を持ってアナログ放送からデジタル放送に移行するものでございます。

現在総務省の方から、さまざまな周知が行われているところでありますが、町に対しましても、総務省の方から、住民に対しての広報など、周知の依頼が来ており、町としても、広報「とういん」や文字放送などで、できる限りの周知を行っているところでございます。

議員お尋ねの地上デジタル放送について、「高齢者の方、特にお一人でお住まいの方がきちんと理解されているのか」とのご質問につきましては、総務省東海総合通信局デジタル対応受信者支援室が、平成21年度に、県内の市町に出向いて説明会を行う予定で

あります。説明会は一般の方、特に高齢者を対象に、地域の現状に合わせた説明会を開催することが可能と伺っております。

次に「今、住民の中にアンテナを立てるか迷ってみえる方がいる、町の方針を早く決定すべき」につきましては、地上デジタル放送に完全移行する2011年7月25日以降のテレビの視聴方法は、原則として、各ご家庭で検討していただきたいと考えております。

町の方針といたしましては、行政情報や町内の催し物など、今後も今までのように住民の皆様にご覧いただきたいと考えておりますので、より多くのご家庭でケーブルテレビにご加入いただけるよう、関係事業所と協議を重ねているところでございます。

次に、「住民アンケートも必要ではないか」については、平成19年に行ったプラムチャンネルに関するアンケートの中で、地上デジタル放送に移行することを知っているかとの問いを作りました。このアンケートは無作為で抽出したもので、町内全体では95.3%の方が移行を知っていると答えているところであります。60歳以上で抽出すると、94.7%の方が知っているという回答をいただいております。

今後の周知状況の把握につきましては、先にご答弁しました、東海総合通信局による説明会などを踏まえて検討してまいりたいと思います。

次に、「アンテナを立て電波障害は発生しないのか」につきましては、地上デジタル放送は、送電線による電波障害は受けないと言われております。

次に、「広報に地デジに関する問い・答え(Q&A)のコーナーを設けては」につきましては、総務省東海総合通信局のホームページに、地上デジタル放送に関する「問い・答え(Q&A)」が掲載してございますので、これらも参考にさせていただきたいと考えておりますが、住民の皆様が地上デジタル放送を正しくご理解していただけるよう、東海総合通信局と協議をしてみたいと考えています。

最後に、「4月から放送が変わるが、その周知はどのようか」につきましては、昨年より、プラムチャンネルの番組などでお知らせを行っているところでありますが、よりわかりやすいように、2月から文字放送でも周知をさせていただいております。

また、広報「とういん」6月、11月号において、2011年7月24日までに地上デジタル放送に移行するお知らせとともに、プラムチャンネルの閉局についても掲載をさせていただいております。また、広報「とういん」3月号には、今までより詳しく、閉局後の放送内容(チャンネル、放送時間、番組内容)をお知らせしております。

よろしくご理解のほど、お願いを申し上げます。

議長(山口 一成君) 大崎潤子さん。

14番(大崎 潤子君) もう時間がありませんので、地上デジタル放送については国が責任を持つということで、平成21年度に総務省が中心になって市町に出向いて説明会を開くということですが、総務省が出てきて説明会を開くということも大切でしょうが、やはり東員町の町民の皆さんのために、町として、総務省の説明会を待つのでなくて、町独自で元気老人サロン、老人会、ありとあらゆる機会を使って説明をされる、そういう意向はあるのかないのか、お尋ねいたします。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

いろいろの機会を通じて、またいろいろの広報とか、現在のプラムチャンネルとか、いろいろの方法で今までもさせていただきまし、これからも機会あるごとにPRはさせていただきます。

議長(山口 一成君) 大崎潤子さん。

14番(大崎 潤子君) いろんな機会を使ってPRをなさるとのことですが、先ほど町長がおっしゃった広報「とういん」についても述べられておりますが、いろんな質問とか相談のときに、電気店などでお尋ねを下さいという文言が書いてあるんですけど、もう少し親切に、電気協会とか、何々さんのところへお電話をくださいとか、そういうことについてはいかがでしょうか。

個々に高齢者の方がテレビの問題とか、どういうふうにしていいのかとか、そういう相談があったときに、もちろん、役場の窓口は多分、政策推進課の方で、もしいろんな質問とかお尋ねがあったときには答えてくださると思いますが、現実に町民の方が本当に困って、すぐ電話をかけたりののは町が窓口になると思いますが、それに対応すべきことを、きちっと東員町の中で、課でやっていただきたいというふうに私は思いますが、そのことについてお願いしたいと思います。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 原課の部長から答弁をさせます。

議長(山口 一成君) 近藤洋総務部長。

総務部長(近藤 洋君) 地上デジタル関係、これは今現状としては、テレビなんかでも当然やってますし、先ほども町長の答弁にございましたように、総務省の電気通信局ですか、そちらの方からも出向いて、まずは自治会長会とか、いろんなところへの説明にも伺っていただけるという形で聞いております。もちろん、国だけに任せておくというわけにもいきませんので、当然、国の方との協議をさせていただいて、東員町はどうしたらいいかというところは、当然、関係してくることでございます。

それと、先ほども町長の答弁にございましたけれど、町の広報「とういん」の3月号に、いろいろ従来のテレビ、それから地上デジタルテレビ、そういったところの説明も書かさせていただいておりますので、これも各戸配布させていただいてますので、これに足りないところにつきましては、これからもきちっとPRをさせていただくように努力をさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。